

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の
密輸及び密航への対策に係る協力に関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会（以下「両協会」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項並びに2010年4月30日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第2項及び第3項に関連し、次の項目について、それぞれ必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

1. 両協会は、日本及び台湾それぞれにおける密輸及び密航の水際阻止を目的として、日台間における密輸及び密航への対策全般に係る協力の推進に努めることとし、公益財団法人日本台湾交流協会は海上保安庁の担当部局に対し、また、台湾日本関係協会は海洋委員会海巡署の担当部局に対して、それぞれ協力を要請する。
2. 両協会は、年一回程度の実務者を交えた会合を相互に開催するとともに、必要に応じ、専門分野に関する交流を随時実施することとする。
3. 両協会は、本覚書の目的を達成するため、可能な範囲で密輸及び密航への対策に係る技術等の情報及び資料の交換を行うこととする。
4. この覚書は、両協会の署名の日を開始し、双方の協議に基づいて修正することができる。この覚書は、いずれか一方の協会が90日前に他方の協会に対して書面による通告を行うことによって終了させることができる。

この覚書は、日本語及び中国語により原本2通が作成され、2018年12月27日、東京において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会代表

台湾日本関係協会代表

会長

会長